

古商工発第170号
令和元年6月7日

会員 各位

古河市商工会
会長 石川 康夫
〈公印省略〉
古河市商工会建設業部会
部会長 高橋 正
〈公印省略〉

職長・安全衛生責任者教育の開催について (境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび建設業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」及び平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」に基づく「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」を統合した標記講習会を下記により実施いたしますので、ご案内申し上げます。

特に平成18年4月1日改正の労働安全衛生法第28条の2に定める、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されたカリキュラムにより行われるものとなっておりますので、この機会を活かし受講をお勧めいたします。

なお、所定のカリキュラムを全て受講すれば、両方の教育を修了したことを証する旨明記した職長・安全衛生責任者教育修了証(カードタイプ)を交付いたします。

記

1. 期 日 令和元年8月8日(木)～9日(金) 受付 午前8時30分

講習時間:8日(木)8:40～17:00、9日(金)8:50～17:00

*遅刻は一切認められませんので、余裕を持って早めに受付を済ませて下さい。

2. 会 場 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連 2053-1)

3. 定 員 **40名** (境町・五霞町商工会との共催で40名の定員となります)

4. 申込締切 令和元年7月19日(金) ※定員となり次第締め切りとなります

地区外事業所の受付が7月1日から始まりますので、早めにお申し込みください

5. 受講料 17,590円 (14,500円+テキスト代3,090円)

(注)受講料は災害防止協会に納付するため理由の如何に関わらず返金できませんのでご注意ください。

6. 受講手続 下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)

②受講料(テキスト代含む)

③証明写真 1枚・・・縦3.0cm×横2.4cmで裏面に氏名を記入したもの

3か月以内に撮影した上三分身、正面(帽子及びサングラス不可)

7. 受講資格 受講日現在で満18歳に達している者

8. その他 建災防茨城県支部発行のカード型修了証を取得されている方は、受講日受付時に提出して下さい。

9. 資格取得奨励金

資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の10%(上限3,000円)を商工会より事業主へ支給いたします。【*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】